「一　次に掲げる視覚障害
イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの
ロ　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下かつ両眼中心視野
」を
「
に改め、同項第六号中「一上肢」を「一上肢」に改め、同項第七号中「一下肢」を「一下肢」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一　次に掲げる視覚障害
イ　両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。ロにおいて同じ。）がそれぞれ〇・〇七以下のもの
ロ　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

別表第九号から第十一号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

（廃止前農林共済法施行令の一部改正）

第五条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（附則第五条第一項において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号。附則第五条第一項及び第二項において「廃止前農林共済法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一一級の項第一号中「両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
」を
「次に掲げる視覚障害
イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
」を
「
に改め、同項第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同表二一級の項第一号中「両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
」を
「次に掲げる視覚障害
イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの
ロ　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
」を
「
に改め、同項第九号から第一一号までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同表三級の項第一号中「両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
」を
「次に掲げる視覚障害
イ　両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの
ロ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下に減じたもの
ハ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下に減じたもの
」を
「
に改め、同項第四号中「脊柱」を「脊柱」に改める。